

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 デジタルアーツ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 道具 登志夫
(コード番号: 2326 大阪証券取引所 ヘラクレス市場)
問 合 せ 先 管理本部 取締役 宮脇真樹
(TEL 03-3580-3080)

取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額の設定及びストックオプションとして当社取締役に発行する新株予約権の内容についての議案(以下「本議案」という。)を、平成 18 年6月 28 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本定時株主総会へ議案提案の理由

当社は、取締役について、第6期より、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後、当社取締役に對してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

II. 本定時株主総会に付議する議案の内容

1. 当社の取締役の報酬等の額は平成 12 年3月 14 日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、取締役の員数の減少、従来のストックオプション付与状況その他諸般の事情を勘案し、これを年額3億円以内に減額する旨、及び当社取締役に對してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額2億円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。
なお、本定時株主総会に付議する取締役選任に関する議案が可決されますと、取締役の員数は4 名となります。

2. 当社取締役に對してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 500 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 500 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1 円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)の施行前の商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 10 年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

以 上